

令和7年度プッシュ型相談支援事業 業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和7年度プッシュ型相談支援事業業務委託

2 業務実施期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

3 業務の目的

本事業は、県内中小企業の経営基盤を強化するため、積極的に企業訪問等（プッシュ型相談支援）を実施することにより、事業者の経営課題を整理し課題解決の方向性を示すとともに、課題に応じて支援機関に速やかにつなげることで、経営改善に向けた取組の選択肢が多い早い段階から適切な支援が受けられるようにする。

4 業務の内容

受託者は、以下に掲げる業務を行うものとする。

※ 提出する企画提案書に、以下の各項目について実施内容、実施方法等を記載すること。

(1) プッシュ型相談支援

専門コーディネーターが直接事業者を訪問し、状況を傾聴しながら課題整理を行うとともに、よろず支援拠点等の支援機関へつなげる「プッシュ型相談支援」を実施する。実施にあたっては、以下のポイントを踏まえることとする。

①支援対象者と選定方法

本事業の支援対象者は、「業務多忙で相談に行けない」、「支援ニーズが顕在化していないため相談の必要性を感じていない」、「支援者側がマンパワー不足で手が回らない」等の理由により、経営相談が十分に実施できていない小規模事業者とする。

支援対象者の選定にあたっては、信用保証協会や事業者と直接の接点を持つ機会が多い金融機関や税理士等とも連携するなどし、プッシュ型相談支援を真に必要とする事業者へ効果的にアプローチする。具体的には、条件変更の有無や融資残高、返済時期、延滞状況等の条件で抽出したリストなどを用いて、各機関が状況把握の必要性は感じているが、なかなか支援の手が回らない事業者にアプローチする。

②事業周知

事業効果をより広く波及させるために、プッシュ型相談支援の周知や、早めの経営相談に関する啓発活動（健康診断の早期受診のようなイメージ）に取り組む。

③他事業との連携（価格転嫁等への対応等）

多くの事業者の課題である価格転嫁について、よろず支援拠点の「価格転嫁サポート窓口」や令和7年度実施予定の「企業のライフステージに応じた伴走支援事業」※等と連携し、価格転嫁に向けた支援を強化する。

※「企業のライフステージに応じた伴走支援事業」事業概要

創業期・拡大期・再生期の小規模事業者に対し、月1回程度中小企業診断士等の専門家を支援対象者に派遣し、現状把握、課題の整理、課題解決に向けた助言及び助言実行支援を実施する。

価格転嫁や原価計算等に関する助言やセミナーの実施を予定。

また、経営発達支援計画の認定を受けた各商工会及び商工会議所とも連携し、適切な支援実施が図られるようにする。

(2) フォローアップ支援

相談後の支援継続状況等についてフォローアップ調査を行い、調査の結果、必要な支援を受けていない場合や、新たな課題が発生している場合には、再度事業者を訪問するなどして状況を把握し、改めて適切な支援機関につなげたり、必要に応じて改善に向けたアドバイスを実施する等、課題解決に向けてフォローアップ支援を行う。

また、フォローアップ調査の中で、国への報告に必要な財務情報（売上高、各種利益等）についても確認する。なお、次年度以降も財務情報の調査は実施するため、支援事業者にその旨ご理解いただくこと。

(3) 県内中小企業支援機関との連携強化や支援能力向上

本支援においては、支援機関の支援能力向上や支援機関同士の連携、他機関に対する理解度の向上が必要不可欠であることから、支援機関を集めての情報共有や意見交換、交流会などの連携強化の取組や、県内外の専門家を講師として招聘する研修会等を実施する。

対象機関は、よろず支援拠点、沖縄県産業振興公社、商工会・商工会議所、金融機関、信用保証協会、国、市町村などの支援機関に加え、個人の経営革新等認定支援機関等も含めて、様々な機関と連携強化を図る。

(4) その他、本業務の実施に当たり必要とされる業務

本業務の実施に当たり、本契約の範囲で必要とされる業務を実施する。

5 成果報告

本事業の効果を検証するため、受託者は委託事業により得られた効果を収集し、その内容分析を行い、事業成果とあわせて報告書にまとめること。また、本事業に関して沖縄県の設定する成果目標の達成に努めること。

(1) 活動数及び成果目標

本事業の活動数及び成果目標は以下のとおりとする。

なお、本事業の受託者として選定された場合、本事業の実施状況は、今後中小企業支援課が実施する企画コンペ等において受託者選定の参考にすることがある。

①活動数

ア プッシュ型相談支援のアプローチ事業者数 4,000 者以上

- DM 送付や電話連絡等により、プッシュ型相談支援の案内・周知を行った事業者数。
- イ プッシュ型相談支援の相談件数（延べ件数） 400 件以上
 - ウ 意見交換会・交流会・研修会等の開催件数 2 回以上

②成果目標

- ア 必要な支援を受けられた事業者の割合 8 割以上
支援対象者のうち、プッシュ型相談支援をきっかけに必要な支援を受けられた事業者の割合が 8 割以上。
必要な支援とは、現状・課題が整理され経営改善に関するアドバイスをもらえた、適切な支援機関につながった、などを想定。

(2) 効果検証

- ① 承認事業者への各種調査結果等を踏まえ、効果検証を行うこと。
- ② 分析にあたっては、効果的かつ効率的な事業者支援を行うために県内の事業者や支援機関等にアンケートやヒアリングを行うなど、県内事業者の状況や課題を積極的に把握するよう努めること。

(3) 成果報告書

事業の実施により気づいた課題の有無、成果目標達成状況など、事業の実施結果を踏まえ、今後求められる必要な対策などについて記載した実績報告書を沖縄県に納品すること。
(A4 版縦フルカラー 紙で一部、電子データ)

6 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○ 契約の主たる部分

- ・契約の 50% を超える業務
- ・企画判断、管理運営などの統括的かつ根幹的な業務
- ・その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。下記以外の契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

○第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務範囲

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計
- ・その他単純作業的な業務であつて、簡易かつ容易なもの

7 著作権

- (1) 本業務における成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、沖縄県又は第三者の著作権、その他権利（以下、「著作権等」という。）を侵害してはならない。
- (3) 業務の履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、沖縄県が必要と認めるものに限り、受託者の責任でもって、契約金額の範囲で処理しなければならない。
- (4) 沖縄県が知り得ない範囲において、受託者が著作権、その他の権利について第三者と争いが生じた場合は、受託者の費用と責任でもってこれに対応するものとする。ただし、沖縄県がこれに関与することを妨げない。

8 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、沖縄県と緊密な連携をもつて行わなければならない。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (3) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者の双方が協議の上、定めるものとする。